|  |  |
| --- | --- |
| **少量危険物貯蔵・取扱届出書** | |
| **内　　容** | **少量危険物**：指定数量の５分の１以上（個人の住宅の場合は２分１以上）、指定数量未満の危険物を貯蔵・取り扱う場合に届出が必要です。  **指定可燃物**：日高西部消防組合火災予防条例別表第８の指定可燃物を同表の数量以上の量を貯蔵・取り扱う場合に届出が必要です。 |
| **根拠法令** | 日高西部消防組合火災予防条例　第５２条　による |
| **届出時期** | あらかじめ |
| **提出部数** | ２部 |
| **添付書類** | 付近見取図、平面図（タンク、標識・掲示板位置、配管、消防用設備等）、仕様書 |
| **備　　考** | 少量危険物の場合、タンクの固定方法の記載、１日最大取扱量にかかる積算表が必要です。  また、タンクの固定方法に一定の条件がありますので事前に管轄の富川消防署・日高支署へお問い合わせ下さい。 |